

令和6年3月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和5年度3月総会を日置市東市来文化交流センター2階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第5号	農地等の現況に係る報告審議について	(1件)
議案第70号	農業振興地域整備計画変更審議について	(1件)
議案第71号	農地法第3条許可申請書審議について	(6件)
議案第72号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(3件)
議案第73号	農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第74号	農地法第5条許可申請書審議について	(2件)
議案第75号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(162件)
議案第76号	農用地利用集積計画審議について	(59件)
議案第77号	農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(84件)

〈 出席委員 〉(18人)

1番 奥 和俊 (会長・議長)	2番 地頭所 忠一	3番 楠 真憲
4番 重水 賢治	5番 山口 義廣	6番 久保 聖子
7番 荒木 信之	8番 鉦之原 正美	9番 黒葛 クルミ
10番 上原 孝一	11番 今屋 政市	12番 池田 初男
13番 満尾 修一		15番 宮脇 誠
16番 梅本 昭広	17番 西園 賢一郎	18番 横山 義晴
19番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉(1人)

14番 今村 龍太郎

〈 出席推進委員 〉(14人)

20番 佐藤 洋三	21番 松崎 秀樹	22番 下池 健悟	23番 川畑 直樹
24番 有村 昭郎	25番 南田 達宏	26番 榎園 博文	27番 池田 直人
28番 櫛元 和則	29番 濱崎 浩一	30番 田中 博視	31番 有馬 孝一
32番 鶴田 浩志		34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉(1人)

33番 田中 宏和

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	吉富 良一	次長兼農業振興係長	松尾 諭録
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	野崎 富子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

- 会長 ただいまから、令和5年度3月定例総会を開会します。
 本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
 また、農地利用最適化推進委員が14名出席しております。
 なお、今村委員と田中宏和委員から欠席届が提出されています。
- 会長 審議に入ります前に、本日の議事日程に追加があります。
 「日程第9」の次に、「日程第10 議案第77号 農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を追加いたします。
 それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
- 会長 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、2番「地頭所 忠一」委員と3番「楠 眞憲」委員を指名させていただきます。
- 会長 次に、日程第2、報告第5号「農地等の現況に係る報告審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の2頁をご覧ください。1件です。
 番号1の農業委員会の取り扱いは非農地です。なお、処理期限の関係上、裁判所には報告済みです。説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします
- 12番 報告第5号の番号1について報告いたします。
 令和6年3月14日、私と副の奥会長は事務局職員と現地調査を行いました。
 当該農地の現況は非農地相当です。
 現況地目は宅地です。
 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。
- 議場 [質疑・意見等なし]
- 会長 質質疑ございませんので、報告第5号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。
- 次に、日程第3、議案第70号農業振興地域整備計画変更審議を議題といたします。
 事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の5頁をご覧ください。1件です。
 本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
 種別は編入です。
 以上、説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
 議案第70号の番号1について報告いたします。
 令和6年3月7日、私と副の重水委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
 は場条件、土質、農地の広がりなど調査いたしましたが、特に問題は見当たりませんでした。
 総論としまして、変更相当であると判断しました。
 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。変更相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第70号農業振興地域整備計画変更審議の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [異議なし]

会長 ご異議ございませんので、議案第70号農業振興地域整備計画変更審議の案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へその旨答申します。

会長 次に、日程第4、議案第71号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 9頁から10頁の6件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,864㎡、作物は野菜です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,991㎡、作物は野菜です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は624㎡、作物は野菜です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,638㎡、作物は野菜です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は16,025㎡、作物は飼料米です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,487㎡、作物は野菜です。

以上、計6件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

4番 議案第71号の番号1について報告いたします。

令和6年3月19日、私と副の川畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第71号の番号2について報告いたします。

令和6年3月19日、私と副の川畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第71号の番号3について報告いたします。

令和6年3月20日、私と副の奥会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 15番 議案第71号の番号4について報告いたします。
令和6年3月22日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 16番 議案第71号の番号5について報告いたします。
令和6年3月19日、私と副の池田直人委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 17番 議案第71号の番号6について報告いたします。
令和6年3月20日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。 議案第71号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第71号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第71号のすべての案件について、許可することに決定しました。
- 会長 次に、日程第5、議案第72号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。
なお、議案第72号の番号1は、日程第6、議案第73号「農地法第4条許可申請書審議」の番号1と、議案第72号の番号2は、日程第7、議案第74号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1と、議案第72号の番号3は、日程第7、議案第74号「農地法第5条許可申請書審議」の番号2と関連しますので、併せて審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の17頁をご覧ください。3件です。
まず番号1は、23頁の議案第73号「農地法第4条許可申請書審議」の番号1と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本案件は、令和4年5月27日付指令日農委第5号17で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

申請人は、当初、申請地に建売住宅3棟を建築予定でありましたが、景気や経済状況、住宅需要等に変更があり、建売住宅の建築及び販売に支障が生じたため、申請人の資材置場・駐車場としての利用に変更するため、事業計画変更するものです。

続いて番号2は、26頁の議案第74号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本案件は、平成16年7月26日付指令農振第5号731で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

申請人は、当初、倉庫を建築予定でありましたが、計画を実行しないまま未着手であり、今回、譲渡人の子供が申請地に一般住宅を建築することになり、事業計画変更するものです。

なお、申請地の一部が、駐車場として利用しており、セメント舗装されているため始末書が添付されております。

続いて番号3は、26頁の議案第74号「農地法第5条許可申請書審議」の番号2と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本案件は、令和5年6月5日付指令日農委第5号11で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

申請人は、前回の許可までに8筆にてウイスキー原酒保管庫を整備予定であったが、隣接地の2筆についても相続手続き等が完了し購入することとなったため、計10筆と、隣接する原野13筆3,630㎡と一体利用し合計面積7,984㎡にてウイスキー原酒保管庫を整備するため、事業計画変更するものです。

以上、事業計画変更申請書審議の番号1と議案第73号「農地法第4条許可申請書審議」の番号1については、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

また、事業計画変更申請書審議の番号2と議案第74号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1の案件と、事業計画変更申請書審議の番号3と議案第74号「農地法第5条許可申請書審議」の番号2の案件についても、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長
3番

現地調査員の報告をお願いします。

議案第72号の番号1と議案第73号の番号1については一括して報告いたします。

令和6年3月21日、私と副の地頭所委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、また、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

なお、常時、駐車場としてまた資材置場として利用するとのことではないとのことでしたので、利用しないときでも、常に草払い等の管理をするよう依頼、申込をいたしました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第72号の番号2と議案第74号の番号1については、一括して報告いたします。

令和6年3月25日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第72号の番号3と議案第74号の番号2については、一括して報告いたします。

令和6年3月22日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第72号の番号1と関連する議案第73号の番号1、議案第72号の番号2と関連する議案第74号の番号1、議案第72号の番号3と関連する議案第74号の番号2の案件について、承認及び許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第72号の番号1と関連する議案第73号の番号1、議案第72号の番号2と関連する議案第74号の番号1の案件、議案第72号の番号3と関連する議案第74号の番号2の案件について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第72号の番号1と関連する議案第73号の番号1、議案第72号の番号2と関連する議案第74号の番号1、議案第72号の番号3と関連する議案第74号の番号2について、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第75号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 30頁をご覧ください。議案第75号「荒廃農地に係る非農地判断審議」について、ご説明いたします。

はじめに申請分です。

番号1は、日吉町日置、登記地目は畑、登記面積は934㎡、現地については、事務局で調査し、現況地目は「原野」と判断しました。

以上、畑1筆で934㎡です。

次に、令和5年8月から9月にかけて実施していただきました、農地の利用状況調査による調査結

果でございます。

32頁の集計表をご覧ください。

地域別で申しますと東市来121筆、伊集院29筆、日吉6筆、吹上5筆、地目別で申しますと田83筆、畑78筆、全地域合計で161筆、85, 833㎡となっております。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしく願います。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第75号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第75号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第9、議案第76号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

まず、永野彰一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

34番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 47項の利用権設定分の番号39です。貸借です。

面積について、畑が2, 357㎡、計2, 357㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく願います。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第76号の永野委員が関係する利用権設定分の番号39の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第76号の永野委員が関係する利用権設定分の番号39の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。永野委員に着席の連絡をしてください。

34番 [着 席]

次に、久保聖子委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

6番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 51頁の農地中間管理事業分の番号11です。貸借です。

この案件につきましては、借人が久保委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、畑が704㎡、計704㎡、利用権設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく願います。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第76号の久保委員が関係する農地中間管理事業分の番号11の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第76号の久保委員が関係する農地中間管理事業分の番号11の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
久保委員に着席の連絡をしてください。

6番 〔着 席〕

次に、下池健悟委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

22番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 51項の農地中間管理事業分の番号12です。貸借です。
面積について、畑が5,071㎡、計5,071㎡、利用権設定件数は1件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第76号の下池委員が関係する農地中間管理事業分の番号12の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第76号の下池委員が関係する農地中間管理事業分の番号12の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
下池委員に着席の連絡をしてください。

22番 〔着 席〕

会長 次に、議案第76号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。39頁の番号1になります。売買です。
面積について、畑が582㎡、計582㎡、作物は甘藷です。
次に利用権設定分です。資料の40から48頁です。貸借です。
面積について、田は22,559㎡、畑は57,020㎡、計79,579㎡、うち再設定面積は22,035㎡、利用権設定件数は42件、うち再設定件数は11件です。
最後に、農地中間管理事業分です。資料の49頁から52頁です。貸借です。
面積について、田は7,343㎡、畑は18,089㎡、計25,432㎡、利用権設定件数は13件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第76号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第76号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第10、議案第77号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します

会長 はじめに、中玉利 一朗委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 追加議案分54頁の農地中間管理事業分の番号1から番号3です。貸借です。

面積について、田が1,661㎡、計1,661㎡、利用権設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご意見等は、ありませんか。

議場 [意見等なし]

会長 意見等ありませんので、議案第77号の中玉利委員が関係する農地中間管理事業の番号1、2、3の案件について、計画案どおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第77号の中玉利委員が関係する農地中間管理事業の番号1、2、3の案件は、計画案どおり承認されましたので、市長へ、その旨、答申します。

中玉利委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着 席]

会長 次に 地頭所 忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 追加議案分58頁の農地中間管理事業分の番号8です。貸借です。

面積について、田が806㎡、計806㎡、利用権設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご意見等は、ありませんか。

議場 [意見等なし]

会長 意見等ありませんので、議案第77号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号8の案件について、計画案どおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第77号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号8の案件は、計画案どおり承認されましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着 席]

会長 次に、議案第77号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 追加議案分農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業分）です。

資料の54頁から59頁です。貸借です。

面積について、田は12,201㎡、畑は64,610㎡、計76,811㎡、利用権設定件数は

45件です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご意見等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 意見等ありませんので、議案第77号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第77の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおり承認されましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

閉会のあいさつを会長代理にお願いします。

2番 令和5年度3月総会を閉会します。

(閉会 10時00分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

2 番

3 番